

重要なお知らせ

～雇用保険失業給付手続きをされた皆様へ～

新型コロナウイルス感染防止対策のための
認定日の取扱いについて

新型コロナウイルスの更なる感染防止対策のため、**4月30日(木)までの認定日を指定されている方**につきましては、認定日に来所することなく郵送での失業認定を行うことや、**5月7日(木)以降の別の日に認定日変更することが可能**となりましたので、希望される方は各ハローワークにお問い合わせいただくとお願いいたします。